

2025年12月4日

各位

上場会社名 株式会社アクアライン
代表表 者 代表取締役社長 楠 広長
（コード：6173 東証グロース市場）
問合せ先責任者 人事総務部次長 阿部 直之
（TEL 03-6758-5588）

第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約（コミット・イシュー）の締結
並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、以下のとおり第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます）の発行及び第2回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます）の募集を行うこと及び第1回無担保普通社債（以下「本社債」といいます）の発行並びに本新株予約権の割当予定先との第三者割当に係る新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます）の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします。（以下、本新株式、本新株予約権及び本社債の発行並びに本買取契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本新株式、本新株予約権及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます）。

記

I. 第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約（新コミット・イシュー）の締結について

1. 募集の概要

【新株式発行】

(1) 払込期日	2025年12月22日
(2) 発行新株式数	普通株式 531,700 株
(3) 発行価額	1株につき 188 円
(4) 調達資金の額	99,959,600 円 本新株式の発行による調達資金は、デット・エクイティ・スワップ(以下「D E S」といいます)による現物出資の方法によるため、現金による払込みはありません。
(5) 資本組入額	1株につき 94 円
(6) 資本組入額の総額	49,979,800 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 綿引 一 132,900 株（うちD E Sによる現物出資 132,900 株。当社への貸付金の金額の全額である 25,000,000 円のうち、24,985,200 円はD E Sを実施、14,800 円は返済） 榎原 暢宏 132,900 株（うちD E Sによる現物出資 132,900 株。当社への貸付金の金額の全額である 25,000,000 円のうち、24,985,200 円はD E Sを実施、14,800 円は返済）

	ITJ 株式会社 265,900 株（うち D E S による現物出資 265,900 株。当社への貸付金の金額の全額である 50,000,000 円のうち、49,989,200 円は D E S を実施、10,800 円は返済）
(8) その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件に、払込期日までに「総数引受契約書」（以下、「総数引受契約」といいます）を締結する予定です。 2. 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

【第2回新株予約権】

1. 割当日	2025 年 12 月 22 日
2. 発行新株予約権数	17,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
3. 発行価額	総額 510,000 円（新株予約権 1 個当たり 30 円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式 1,700,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 104 円
5. 調達資金の額	320,110,000 円（注）
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、188 円とします。 2025 年 12 月 23 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90% に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 104 円（本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
7. 募集又は割当て方法（割当予定先）	割当予定先との協議を行った結果、第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCAO」といいます） 12,750 個 MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC（以下「MAP246」といいます） 1,530 個 BEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCAO 及び MAP246 とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権割当予定先」といいます） 2,720 個
8. 権利行使期間	2025 年 12 月 23 日（当日を含む）から 2027 年 12 月 22 日（当日を含む）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることがで

	きないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は 1 か月を超えないものとします）その他必要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
9. その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の書面による事前承認を要することを規定する本買取契約を締結する予定です。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

※本新株予約権（新コミット・イシュー）の特徴

本新株予約権の発行スキームは、当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の数（1,700,000 株）をあらかじめ定め、本新株予約権の行使期間内に、割当予定先が原則として本新株予約権の全部を行使する旨を確約（全部行使コミット）する手法です。

また、上記の「全部行使コミット」に加えて、原則として①当初の 1 ヶ月間に合計 200,000 株（LCAO : 150,000 株、MAP246 : 18,000 株、BEMAP : 32,000 株）相当分以上の本新株予約権を行使すること（当初行使コミット）、及び②発行後の 1 年間で合計 850,000 株（LCAO : 637,500 株、MAP246 : 76,500 株、BEMAP : 136,000 株）相当分以上の本新株予約権を行使すること（中間行使コミット）が確約されます。

この「当初行使コミット」「中間行使コミット」と「全部行使コミット」という 3 種類の行使コミットの組み合わせにより、段階的かつ確実な資金調達を実現するのが本スキームの特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。これまでの基本的なコミット・イシューは、「中間行使コミット」と「全部行使コミット」のみであり、今回「当初行使コミット」を新たに追加したことで、行使コミット機能が強化されており、「新コミット・イシュー」と記載しております。

第 2 回新株予約権	
発 行 数	17,000 個
発行価額の総額	510,000 円
行使価額の総額	319,600,000 円
行使価額の修正	修正日の属する週の前週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%（1 円未満切り捨て）
当初行使コミット	原則として 2026 年 1 月 30 日までに本新株予約権 2,000 個の行使をコミット
中間行使コミット	原則として 2026 年 12 月 22 日までに本新株予約権 8,500 個の行使をコミット
全部行使コミット	本新株予約権の権利行使期間中に、原則として本新株予約権の全部の行使をコミット
下限行使価額	104 円

(注) 行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。

2. 募集の目的及び理由

当社において2024年7月に、当社が保有する暗号資産関連の取引とともに、水まわりサービス支援事業における取引に関して不正確な会計処理が行われていた可能性があることが判明し、特別調査委員会を設置して

調査が行われ、過年度の決算訂正が必要となりました。これに伴い、2025年2月期の第1～第3四半期の財務報告が遅延する事態となり、投資家をはじめとした様々なステークホルダーに多大なご迷惑をおかけしました。また、2024年7月の会計問題の発覚後、当時の経営陣（以下、「旧経営陣」といいます）がこれらの会計処理問題への対処に自らのリソースを多く配分した結果、本業である「水まわりサービス支援事業」に十分なリソースを配分することが出来ず、2020年2月期以来の、広告宣伝費及び人件費や家賃等の一般管理費が営業収益を上回ることによる営業損益・営業キャッシュフローの赤字から脱却出来ない状況が継続しておりました。

これらの結果、2022年2月期～2025年2月期、及び2026年2月期中間期（2025年3月～8月）の売上高、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する純損失、営業キャッシュフロー、総資産額、純資産額、現金及び預金残高は以下の通りとなり、連続した損失により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

（単位：百万円）	2022年2月期 (通期)	2023年2月期 (通期)	2024年2月期 (通期)	2025年2月期 (通期)	2026年2月期 (中間期)
売上高	5,329	4,588	4,845	3,462	1,115
営業利益（△損失）	△544	△225	△347	△399	△212
経常利益（△損失）	△561	△207	△328	△391	△213
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）	△594	△319	△371	△346	△412
営業キャッシュフロー	△434	4	△28	△402	△436
総資産額	2,086	1,882	1,505	820	410
純資産額	410	△45	52	△438	△212
現金及び預金残高	551	129	58	74	109

当社は、2025年1月29日付で株式会社東京証券取引所より特別注意銘柄に指定され、上場契約違約金9,600千円の徴求を受けました。当社は、2024年7月29日付「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」にて開示の通り、2024年9月13日付で特別調査委員会から受領した「特別調査委員会の調査結果報告書」において報告された原因分析及び再発防止策を基本として、再発防止に向けた改善施策を策定しております。

また当社は、2025年3月4日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」にて開示しました通り、同日付で、有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する42,060千円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。その後、2025年5月23日付「金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ」にて開示しました通り、2025年5月22日に、金融庁より、納付すべき課徴金の額を42,060千円及び納付期限を2025年7月22日とする旨の2025年5月21日付の課徴金納付命令決定書の謄本及び納付告知書を受領いたしました。当社は、当該納付命令及び納付告知に従い、課徴金を国庫に納付いたしました。

更には、当社は、2025年5月29日付「上場維持基準の適合に向けた計画及び改善期間入り（流通株式時価総額、純資産基準）について」にて開示しました通り、2025年2月28日時点において、東京証券取引所グローバル市場における上場維持基準のうち、流通株式時価総額（500百万円以上）及び純資産基準（純資産の額が正であること）に適合しない状態となり、改善期間入りすることとなりました。

このような、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」「東京証券取引所による特別注意銘柄への指定」「金融庁による課徴金納付命令の決定」「上場維持基準の適合に向けた計画及び改善期間入り」といった会社存続及び上場維持の危機的な状況の中、2025年3月6日付「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の発行並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び2025年3月31日付

「第三者割当による新株式及び第1回新株予約権の払込完了に関するお知らせ」にて開示しました通り、当社の既存株主や債権者を中心とした投資家の方々よりご理解をいただき、第三者割当による新株式発行（650,000千円）及び新株予約権発行（71,750千円）を実施し、財務体質の強化を図るとともに当面の資金繰りを確保いたしました。

この第三者割当により、新株式発行による払込650,000千円及び新株予約権発行による払込1,750千円を調達し（新株予約権の行使による70,000千円はこの時点では払込まれないため除外）、2025年2月28日時点での現金及び預金の残高である74,428千円は増加したものの、2025年3月6日付有価証券届出書に記載の資金使途通り、第三者割当で調達した資金のうち281,000千円を借入金の返済に充当し、また、引き続き営業赤字が継続したこと及び一部加盟店からの入金遅延が発生したことから運転資金への資金の充当を行った結果

（戦略的システム投資・改修資金の70,000千円は2025年11月28日時点で未充当）、2026年2月期の第1四半期末である2025年5月31日時点の現金及び預金残高は71,253千円となりました。また、第2四半期末である2025年8月31日時点の現金及び預金残高は、営業赤字幅は減少したものの依然として営業赤字が継続したこと、及び一部加盟店からの入金遅延が発生していることから、2025年8月15日付で100,000千円の借入を行ったものの、109,564千円となっております。なお、第1回新株予約権の割当先である田中克明氏が当社の役職員でなくなったことにともない、戦略的システム投資・改修資金70,000千円のうち、調達不可となった10,000千円については、システム投資額の減額もしくは他の手法で調達した資金、または将来的なキャッシュフローを充当することを検討しています。

2025年5月30日の定時株主総会においては経営陣を刷新して新経営体制となり、2025年3月6日付「中期事業計画の策定に関するお知らせ」及び2025年5月29日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」で2026年2月期～2028年2月期の3か年について以下の計画数値を公表いたしました。

(単位：百万円)	2025年2月期 (実績)	2026年2月期 (計画)	2027年2月期 (計画)	2028年2月期 (計画)
売上高	3,462	3,000	3,500	4,200
営業利益（△損失）	△399	50	150	500
経常利益（△損失）	△391	50	150	500
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）	△346	50	150	500
顧客からの入電数（件）	11,956	12,000	13,000	15,000
顧客への訪問数（件）	6,111	6,400	7,150	8,550
訪問率（%）	51.1%	53.3%	55.0%	57.0%
加盟店人数（人）	130	135	160	190
顧客単価（円）	54,184	55,700	57,200	60,000

2026年2月期の中間連結会計期間（2025年3月～8月）については、「水まわりサービス支援事業」の売上高が前年同期の1,244百万円から21.4%減の977百万円となり、また、「広告メディア事業」の売上高が前年同期の179百万円から23.6%減の137百万円となりました。また、2024年6月に「ミネラルウォーター事業」（前中間連結会計期間における売上高は587百万円）を売却したことから、売上高は前年同期の2,011百万円から44.6%減の1,115百万円となりました。営業損失については、「水まわりサービス支援事業」が174百万円の営業損失（前年同期の224百万円の営業損失から49百万円の改善）、また、「広告メディア事業」が37百万円の営業損失（前年同期の59百万円の営業損失から22百万円の改善）となりました。一方で、「ミネラルウォーター事業」の前年同期の52百万円の営業利益が事業売却により無くなつたことから、前年同期の231百万円の営業損失に対し、212百万円の営業損失となりました。なお、当中間連結会計期間の四半期毎では、第1四半期は162百万円の営業損失、第2四半期は50百万円の営業損失となっております。

なお、2024年6月に売却済の「ミネラルウォーター事業」を除いた比較では、売上高は前年同期の1,424百万円から21.7%減の1,115百万円、営業損失は前年同期の284百万円の営業損失から71百万円改善し、212百万

円の営業損失となりました。

「水まわりサービス支援事業」の売上高が21.4%減となった主な要因は、同事業の顧客獲得において大きな比率を占めるリスティング広告を中心とした広告費につき、特に新経営体制となった2025年6月以降に抜本的な見直しを行ったことによるものです。この見直しの結果、当中間連結会計期間における入電数、訪問数、訪問率はそれぞれ約7,414件（前年同期は約10,524件）、約4,787件（前年同期は約6,777件）、約64.6%（前年同期は約64.4%）となり、入電数・訪問数・売上高が減少する一方で、当中間連結会計期間における広告費については、約5.6億円（前年同期は約8.3億円）となり、営業損失の金額が減少し、改善となつたものです。今後も、月次ベースでの黒字化を目指し、見直しを継続してまいります。

また、2026年2月期の中間連結会計期間における経常損失は213百万円（前年同期は222百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純損失は、2025年10月15日付「主要取引先との取引停止に関するお知らせ」にて開示の通り、当社の主要取引先（加盟店）であった株式会社JUNコーポレーションとの取引停止とともに特別損失で184百万円の貸倒引当金繰入額を計上した結果、412百万円（前年同期は43百万円の親会社株主に帰属する中間純利益）となりました。

このような、2026年2月期の上期（中間連結会計期間）の実績並びに下期の足元の状況を踏まえ、2025年12月1日に、2026年2月期（2025年3月1日～2026年2月28日、2025年4月14日に公表）の連結業績予想について修正を行いました。

上記の通り、2020年2月期以来、連結営業損益・連結営業キャッシュフローの赤字から脱却出来ない状況が継続している当社の事業を抜本的に見直すため、2025年5月に開催の定時株主総会で経営陣を一新して以降、まずは広告宣伝費やその他の費用の削減・適正化に取り組んでおります。広告宣伝費の中でも、特にリスティング広告の徹底的な絞り込みを行う方針とし、入電数・訪問数が対前期（2025年2月期）比及び期初計画比で大幅に減少し、これに伴い売上高も大幅に減少するため、3,000百万円から1,980百万円に通期予想の修正を行うものです。

一方で、売上高の減少とともに、広告宣伝費を中心とした費用も減少・適正化するため、月次での連結営業損失は減少傾向にあり、現状、月次で概ね1,000万円～3,000万円程度の連結営業損失となっている状況です。費用適正化後の現状の事業方針・収益構造において、当社の主力事業である「水まわりサービス支援事業」の需要期である下期については、足元の入電数・訪問数が増加傾向にあり、また、2025年12月・2026年1月など、月次で連結営業黒字化の可能性のある月も存在する状況です。

しかしながら、事業の抜本的な見直しは進んでいるものの、上記の入電数・訪問数の減少に伴う売上高の減少に加え、2025年7月2日付及び2025年10月15日付「主要取引先との取引停止に関するお知らせ」にて公表の通り、当社の「水まわりサービス支援事業」の主要な加盟店3社のうち、ROY株式会社及び株式会社JUNコーポレーションの2社との取引を停止するなど、2025年4月14日に期初通期予想を作成した際には想定していなかった事態が発生するなど、期初想定より時間を要していることから、50百万円の営業利益・50百万円の経常利益から、301百万円の営業損失・301百万円の経常損失に修正を行うものです。

事業セグメント別の状況としましては、「水まわりサービス支援事業」につきましては、入電数（2025年2月期実績は11,956件/月、2026年2月期の期初計画は12,000件/月、2026年2月期の修正予想は6,200件/月）、訪問数（2025年2月期実績は6,111件/月、2026年2月期の期初計画は6,400件/月、2026年2月期の修正予想は3,900件/月）が大きく減少し、一方で、前年度（2025年2月期）通期で14億円程度投入されていた顧客獲得のための広告宣伝費用（販売手数料・広告宣伝費の費目で、2025年2月期実績は年間約14億円、2026年2月期の期初社内計画は約10億円、2026年2月期の今回発表予想では約9億円。2025年2月期の売上原価・販売費及び一般管理費での費用計上から、2026年2月期には全て売上原価での費用計上に表示を変更）や、他の費用の削減・適正化に取り組んでおり、売上高は1,700百万円、営業損失は263百万円の通期予想としました。また、「広告メディア事業」についても、費用の削減・適正化は下期には効果が見込まれるもの、上期については前期からの赤字が継続したことから、売上高は280百万円、営業損失は37百万円の通期予想と

しました。

また、上記の営業利益(△損失)、経常利益(△損失)の修正に加え、2025年10月15日付「特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表の通り、株式会社 J U N コーポレーションとの取引停止の決議に伴い同社に対する債権の全額（168,557千円）を貸倒引当金繰入額として特別損失に計上したことにより、50百万円の親会社株主に帰属する当期純利益から494百万円の親会社株主に帰属する当期純損失に修正を行うものです。

なお、2025年5月29日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」にて公表の2027年2月期及び2028年2月期の数値計画については、現時点では修正は行いません。「事業計画及び成長可能性に関する事項」の更新時期である2026年5月時点での状況を勘案し、必要に応じてアップデートをさせて頂く予定ですが、「まずはコスト構造を適正化し、月次で連結営業赤字を解消し黒字化の継続が見込める状態とした上で、体制の強化も含めた再成長に取り組んでいく」当社の方針に変更はありません。

このように、営業損失の金額は徐々に減少傾向にあるものの、現状も営業コストが売上高を上回っていることから営業赤字及び営業キャッシュフローの赤字が継続しているため当面の運転資金を確保するために、また、事業推進のための適切なタイミングにおける体制強化の資金を確保するために、並びに、売上代金の資金回収と、広告宣伝コスト・人件費・家賃等の資金支出のタイミングの差による運転資金を確保するため、本資金調達を行います。また、借入金の返済額を減らすことにより資金繰りと財務体質の改善のために、DES（調達資金による借入金の返済）を行います。

当社は現在特別注意銘柄に指定されており、「改善計画・改善状況報告書」に記載の改善策に沿って対応を進めている状況下で、当該対応を進める中心的な存在の1人である当社の前取締役管理本部長が2025年8月8日付で一身上の都合により辞任いたしました。この緊急事態に対処するため、古関耕造氏が2025年9月3日付で当社の常勤監査役を辞任し、管理本部長に就任することを決議しました。しかし、当社監査役に1名欠員が生じることから、後任の監査役が就任するまでの期間は、会社法第346条1項の定めにより、古関耕造氏は監査役としての権利義務を有することとなるため、古関耕造氏が使用人である管理本部長に就任すると、自己監査となってしまうという問題が発生してしまうため、2025年9月3日の古関耕造氏の管理本部長就任を承認する取締役会決議は無効といたしました。一方で、改善策で計画していた通り2025年9月までに、経理部門で新規採用・異動により、「財務経理分野を含む管理分野での知見・経験が豊富な人材（1名、業務委託契約から雇用契約に変更）」や「当社に長く在籍しているため事業内容を熟知しており、かつ数字を扱う業務に経験が豊富な人材（2名、当社内の異動）」を合計3名補充しております。また、10月15日付で新規採用により財務経理部長が就任しております。古関耕造氏については、2025年11月28日開催の臨時株主総会で新たな監査役を選任後、管理本部長に就任いたしました。

なお、当社は、2025年2月期末において「純資産の額」が438百万円の債務超過である「負（マイナス）」となり、東京証券取引所グロース市場における純資産に関する上場維持基準に適合しない状況となったため、改善期間である2026年2月末までに純資産が「正（プラス）」となり、上場維持基準を充足する必要があります。当社の「純資産の額」は、2025年10月14日公表の「2026年2月期中間決算短信〔日本基準〕（連結）」にて、212百万円の「負（マイナス）」となっております。

また、当社は、2025年2月期末において「流通株式時価総額」が281百万円となり、東京証券取引所グロース市場における流通株式時価総額に関する上場維持基準に適合しない状況となったため、改善期間である2026年2月末までに500百万円となり、上場維持基準を充足する必要があります。

東京証券取引所における上場維持は、当社の知名度を高めて信頼性を担保するとともに、十分なガバナンス水準を備えた会社であることを示すことが重要であると認識しており、「流通株式時価総額」及び「純資産基準」を改善し、グロース市場の上場維持基準を充足することを基本方針としております。

当社は、2026年2月期中間連結会計期間において「負（マイナス）」となった純資産を、2026年2月期末時点において、上場維持基準（純資産基準）への適合である純資産が「正（プラス）」となるよう取り組

みを継続いたします。また、「流通株式時価総額」については、企業価値の向上の取り組みを継続いたします。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本新株予約権による資金調達は、当社が割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、新株予約権による資金調達においては、割当予定先による行使に伴って段階的に調達が行われることとなり、調達の時期が不確定なものであるため、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、割当予定先と協議した結果、2025年12月22日（以下「社債払込期日」といいます）付でLCAO、MAP246及びBEMAPに対して以下に記載の概要にて額面価額総額150,000,000円の本社債を発行する予定です。

<本社債の概要>

1.	名 称	株式会社アクアライン第1回無担保普通社債
2.	社 債 の 総 額	金 150,000,000 円
3.	各 社 債 の 金 額	金 7,500,000 円
4.	払 込 期 日	2025 年 12 月 22 日（月）
5.	償 還 期 日	2026 年 12 月 22 日（月）
6.	利 率	本社債には利息を付さない。
7.	発 行 価 額	額面 100 円につき金 95 円
8.	償 還 価 額	額面 100 円につき金 100 円
9.	償 還 方 法	<p>LCAO、MAP246 及び BEMAP からの本新株予約権の権利行使に伴う払込金額が発生する毎に線上償還請求が行われます。当社はかかる線上償還請求を受けた場合には、当該金額分の本社債の早期償還を行います。したがって、本新株予約権の行使に伴う払込金額が累計 150 百万円に達するまでは、本新株予約権の行使に伴う払込金額は原則として全て本社債の償還に充当されます。</p> <p>この他、以下の線上償還条項が規定されています。</p> <p>(1) 組織再編行為による線上償還</p> <p>組織再編行為（以下に定義します）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」といいます）において、承継会社等（以下に定義します）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本社債の保有者（以下「本社債権者」といいます）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とします）の 30 日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で線上償還するものとします。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。</p> <p>「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存</p>

	<p>続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいいます。</p> <p>当社は、本（1）に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。</p> <p>（2）公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味します。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（1）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。</p> <p>上記（1）及び本（2）の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記（1）の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本（2）に基づく通知が行われた場合には、本（2）の手續が適用されます。</p> <p>（3）スクイーズアウト事由による繰上償還</p> <p>当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」といいます）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とします）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（1）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとします。</p> <p>（4）上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還</p> <p>本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義します）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。</p> <p>「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。</p>
--	---

		<p>当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合又は当社が本社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p> <p>(5) 当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします）の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(6) 本社債権者による繰上償還</p> <p>本社債権者は、本社債の払込期日以降において、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が104円（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には、当該金額につき、公正かつ合理的な調整を行います）を累積5取引日下回った場合、当該日以降いつでも、当社に対して、償還すべき日の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。</p>
10.	総額引受人	<p>割当予定先との協議を行った結果、以下のとおり割り当てます。</p> <p>LCAO 15口 MAP246 2口 BEMAP 3口</p>

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます）から、原則として2026年1月30日（当日を含みます）までの期間（以下「当初コミット期間」といいます）に、合計200,000株（LCAO：150,000株、MAP246：18,000株、BEMAP：32,000株）相当分以上の本新株予約権行使することを確約します。（以下「当初行使コミット」といいます）

同様に、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます）から、原則として2026年12月22日（当日を含みます）までの期間（以下「中間コミット期間」といいます）に、合計850,000株（LCAO：637,500株、MAP246：76,500株、BEMAP：136,000株）相当分以上の本新株予約権行使することを確約します。（以下「中間行使コミット」といいます）

さらに、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます）から、本新株予約権の行使期間の末日である2027年12月22日（当日を含みます）に、原則として割当予定先が保有する本新株予約権の全部行使することを確約します。（以下「全部行使コミット」とい、当初行使コミット及び中間行使コミットとあわせて「本行使コミット」といいます）

このように、実行期限及び行使数量が異なる3種類の本行使コミットを同時に設定することにより、当社は本新株予約権による資金調達の時期及び規模を予めある程度想定することができ、これを前提とした積極的な投資活動及び事業活動を計画することが可能となります。

ただし、以下に定義するコミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおり、当初コミット期間及び中間コミット期間はそれぞれ5取引日を限度として延長されることがあります。ここで「コミット期間延長事由」とは、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額以下となった

場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかつた場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらないものとします。）、又は⑤割当予定先の事情に起因する場合を除き何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合のいずれかをいいます。

コミット期間延長事由が1回発生する毎に、当初コミット期間及び中間コミット期間は1取引日ずつ延長され、かかる延長は合計5回（5取引日）を上限とします。なお、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回（1取引日）として取扱います。

＜コミット条項の消滅＞

本コミット期間中において、コミット期間延長事由が5回を超えて発生した場合、当該時点以降、本行使コミットに係る割当予定先の全ての義務は消滅します。

なお、本行使コミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議を行った結果、188円（発行決議日の直前取引日の終値の90%）であり、2025年12月23日以降、修正基準日価額が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。この場合の下限行使価額は104円（発行決議日の直前取引日の終値の50%）となります。

但し、いずれかの修正日の直前取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

下限行使価額は、当初104円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

また、上記のとおり、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が一旦下落した後行使日に上昇したような場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は適切であると判断しております。

加えて、本新株予約権は、上記のとおり修正基準日を行使日の前週最終取引日とする新株予約権であり、週毎に行使価額が固定される新株予約権と考えることができます。当該修正条件においては、原則として、行使日の株価が前週最終取引日の終値を超えている局面において、本新株予約権の行使を期待することができ、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収することが可能となります。

他方で、日毎に行使価額が修正される修正条件の場合、原則として、行使日当日の株価が行使日前日の株価を上回っている局面において新株予約権の行使が行われ、行使日当日の株価が行使日前日の株価を下回っている局面において新株予約権の行使は行われない傾向にあるため、新株予約権の行使が円滑に進むか否かは日々の株価の変動に依存し、株価のボラティリティが高い場合には、マーケット状況や割当予定先の判断等によっては新株予約権の行使が円滑に進まない可能性があります。そこで、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、本新株予約権の円滑な行使を期待できるスキームが適切であると判断いたしました。

したがいまして、本修正条件においては、行使時の株価を基準として足元での資金需要に対応しながら、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、本新株予約権の行使判断が行使日前日及び行使日当日の株価の変動に大きく影響を受けることなく、円滑に本新株予約権の行使を行うことが可能となると考えられることから、当社における円滑な資金調達の実現及び流動性の向上に資するものであり、前記「2. 募集の目的及び理由」に記載した当社の現状の目的及びニーズに沿うものと判断いたしました。

③ 制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、单一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます）を行わせないこと。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束されること。

④ 本新株予約権の買戻

本新株予約権の買戻は、割当予定先との協議を行った結果、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当先から買い取ります。

（2）資金調達方法の選択理由

当社は、上記「1. 本新株式及び本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達をしようとする理由」に記載した資金使途の目的に適う、早期に多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討していたところ、下記「（3）本スキームの特徴」及び「（4）他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「（3）本スキームの特徴」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」といいます）が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であると考えられたことから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、既存借入金のDESとあわせ、本スキームを採用することを決定しました。

なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

（3）本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

<メリット>

① 発行時に一定の資金調達が可能

本社債の発行により、発行時点で一定程度の資金を調達することができます。

② 新株予約権による確実性の高い資金調達

全部行使コミットの効果として、本新株予約権（対象となる普通株式数 1,700,000 株）は、原則として 2027 年 12 月 22 日までに全部行使されます。コミット期間延長事由が 5 回を超えて発生した場合には全部行使コミットが消滅する可能性もあるものの、権利行使が行われる蓋然性は高く、確実性の高い資金調達手段であるといえます。

③ 時期に応じた資金調達

全部行使コミットに加え、合計 200,000 株分の当初行使コミット（原則として 1 ヶ月以内に行使）及び合計 850,000 株分の中間行使コミット（原則として 1 年以内に行使）が同時に設定されており、全部行使コミットによる全体を通じた資金調達と、当初行使コミット及び中間行使コミットによる段階的かつタイムリーな資金調達を両立することができます。

④ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計 1,700,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、

最大交付株式数が限定されております。

⑤ 株価上昇時の調達額の増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している1,700,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の書面による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

① 当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本社債により早期の段階で一定の資金は調達できますが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の前営業日の株価を下回り推移する状況では、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額を継続的に下回る環境下では、行使コミットは消滅することとされているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはできません。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計1,700,000株（議決権数17,000個）であり、2025年12月4日現在の当社発行済株式総数7,129,429株及び議決権数70,918個を分母とする希薄化率は23.84%（議決権ベースの希薄化率は23.97%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、本新株予約権は原則として約2年間にわたって段階的に行使される予定であり、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難あります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当による全量新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合に比較してより大きいといえます。また、当社の財務状況等を鑑みると、全量新株式の発行による割当先を確保することは困難と考えられ、既存借入金の債権者のD E Sのみを新株式の発行で資金調達を行うこととしました。

(2) 新株予約権付社債 (MSCB 含む)

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があります。また MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(3) 新株予約権無償割当による増資 (ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常損失を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

(4) 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断し、本社債の発行による最大調達額は当面の必要資金額の範囲に限定いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の額 (差引手取概算額)

① 払込金額の総額	420,069,600 円
② 発行諸費用の概算額	8,008,900 円
③ 差引手取概算額	412,060,700 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株式の払込金額の総額 99,959,600 円 (本新株式の払込金額はありません)

本新株予約権の払込金額の総額 510,000 円

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 319,600,000 円

2. 発行諸費用の概算額は、新株予約権評価算定費用、登記関連費用、弁護士費用、有価証券届出書作成補助費用、割当予定先の反社会的勢力チェック調査費用、第三者委員会意見書費用の合計額です。なお、発行諸費用の概算額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、上記登記関連費用は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記登記関連費用は減少する可能性があります。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された見込額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額412,060,700円の具体的な使途につきましては、以下の通り、①借入金の返済、②運転

資金の確保、に充当する予定です。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、各資金使途に必要な金額を管理部門で把握し、その金額が確保されるように銀行口座にて管理いたします。

具体的な資金使途	金額（円）	支出予定期間
借入金の返済	125,000,000	2025年12月22日、2026年2月28日
本社債の償還	150,000,000	2025年12月23日～2026年12月22日
運転資金の確保	137,060,700	2025年12月23日～2027年12月22日

（借入金の返済）

2025年8月15日付「資金の借入及びクレジットラインの設定に関するお知らせ」にて開示の通り、当社は綿引一氏、寒川登代志氏、株式会社T・Kホールディングス、榎原暢宏氏及び株式会社I T Jより弁済期日が2026年2月28日の合計100,000,000円の運転資金を資金使途とした資金の借入を行っており、調達資金をこの借入金の弁済に充当いたします（このうち、綿引一氏からの借入金25,000,000円については、双方合意の上弁済期日を2025年12月22日に変更し、24,985,200円はDESを実施、14,800円は返済。寒川登代志氏からの借入金12,500,000円については、12,500,000円全額を返済。株式会社T・Kホールディングスからの借入金12,500,000円については、12,500,000円全額を返済。榎原暢宏氏からの借入金25,000,000円については、双方合意の上弁済期日を2025年12月22日に変更し、24,985,200円はDESを実施、14,800円は返済。株式会社I T Jからの借入金25,000,000円については、双方合意の上弁済期日を2025年12月22日に変更し、24,994,600円はDESを実施、5,400円は返済）。また、2025年10月31日付「資金の借入に関するお知らせ」にて開示の通り、株式会社I T Jより弁済期日が2026年2月28日の25,000,000円の運転資金を資金使途とした資金の借入を行っており、調達資金をこの借入金の弁済に充当いたします（双方合意の上弁済期日を2025年12月22日に変更し、24,994,600円はDESを実施、5,400円は返済）。月次ベースでの営業損失の金額は減少してきているものの、未だ月次ベースで営業損失が発生している現状を鑑み、財務体質の強化のために一部を除き借入金の返済ではなく、DESを実施するものです。

（本社債の償還）

当社は、運転資金の確保を資金目的として、2025年12月22日に本新株予約権の割当先であるLCA0、MAP246及びBEMAPを引受先とした額面150,000,000円の本社債を142,500,000円で発行いたします。LCA0、MAP246及びBEMAPからの本新株予約権の権利行使に伴う払込金額が発生する毎に繰上償還請求が行われ、当社はかかる繰上償還請求を受けた場合には、当該金額分の本社債の早期償還を行います。したがって、本新株予約権の行使に伴う払込金額が累計150百万円に達するまでは、本新株予約権の行使に伴う払込金額は原則として全て本社債の償還に充当されることとなります。

（運転資金の確保）

当社は、2026年2月期の第2四半期（2025年6月～8月）より旧経営陣から新経営陣に経営体制が変更になり、主力事業である「水まわりサービス支援事業」の抜本的な事業改革に取り組んでおります。事業改革の効果は徐々に現れつつあり、月次ベースでの赤字幅が減少してきている一方で、今後の月次損益を保守的に見積り、月額30百万円の営業損失の6カ月分である運転資金180,000,000円の運転資金、事業推進のための適切なタイミングにおける人員体制強化のための運転資金60,000,000円、売上代金の資金回収と、広告宣伝コスト・人件費・家賃等の資金支出のタイミングの差による運転資金39,560,700円を確保することを検討しております。上記の本社債による調達資金とあわせ、これらの運転資金に充当いたします。

直近の月額営業損失は事業改革により20百万円程度となっており、2026年2月末までの月次での営業黒字化を目指しているものの、資金繰りを見積もるに際しては、売上や費用が想定通りに進捗しないリスクを鑑みて資金繰りを破綻させないために最も保守的なケースを想定し、2027年2月期の上半期（上半期は需要が少なくなる傾向が強い）の途中まで赤字が継続する前提で「月額30百万円の営業損益の6カ月分」としました。

また、当社は、事業改革においてまず最初にコスト適正化による黒字化に注力しており、これを達成することが当面の最優先課題ですが、その後については、コストの適正化のみで中長期での成長を目指すことは困難であり、入電率や訪問率の改善、顧客単価の改善、加盟店の開拓、加盟店が扱い可能な新規商材の開拓な

そのためには、人材の新規採用による人員体制強化が必要であるため、本部長・部長レベルから現場スタッフレベルまで的人件費及び付帯人件費、採用費用を60,000,000円と見積もりました。なお、支出の時期については、「本新株予約権の行使による資金調達のタイミング」や「適切な採用候補者が確保可能なタイミング」を見計らいつつ、事業推進のための適切なタイミングで行う予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

【本新株式】

本新株式の発行価額につきましては、2025年9月以降に当社と各割当予定先との間で、双方が必要かつ相当と考える割当の規模、当社株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案し、合理的な発行価額について協議した結果、本件発行決議日の前日（2025年12月3日）の、東京証券取引所における当社株式の終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である188円といたしました。本新株式の発行価額である188円は、本有価証券届出書提出日の直前営業日（2025年12月3日）の当社普通株式終値である208円に対して9.6%のディスカウント、本有価証券届出書提出日の直前1ヶ月間（2025年11月4日～2025年12月3日）の当社普通株式終値単純平均248円に対して24.1%のディスカウント、本有価証券届出書提出日の直前3ヶ月間（2025年9月4日～2025年12月3日）の当社普通株式終値単純平均301円に対して37.5%のディスカウント、直前6ヶ月間（2025年6月4日～2025年12月3日）の当社普通株式終値単純平均299円に対して37.1%のディスカウントとなっております。

かかる発行価額の決定について、当社は公正な払込金額を決定するうえで、直前取引日という特定の日の株価のみを基準とするのではなく、一定期間の平均株価という平準化された値も参考とするという考え方もある一方で、当社株価の過去一定期間の推移を鑑みれば、本件発行決議日の前日の株価で客觀性があると判断し、また、当社の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」「東京証券取引所による特別注意銘柄への指定」「金融庁による課徴金納付命令の決定」「上場維持基準の適合に向けた計画及び改善期間入り」といった会社存続及び上場維持の危機的な状況等の一方で、将来的な業績の回復可能性も鑑み、各割当予定先との間で協議した結果、上記の金額にて合意したものです。

上記発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利なものとはいはず、合理的なものと判断しております。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社監査役4名（うち4名が社外監査役）全員は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株式の発行価額が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明しております。

【本新株予約権】

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である茄子評価株式会社（所在地：東京都港区麻布十番1丁目2番7号ラフィネ麻布十番701号、代表者：那須川進一）に依頼しました。

当社は、当該第三者算定機関が第三者割当増資の引受け案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関を選定いたしました。

なお、当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 208 円、株価変動性（日次）3.29%、予定配当率 0.00%、無リスク利子率 1.01% や、当社の資金調達需要、売却コスト（売却価格のディスカウント）3.00%、売却コスト（売却による株価の下落率）1.50%、権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の資金調達需要は行使期間中に一様に発生すること、行使価額修正が実施されることにより割当予定先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること等を含みます。）を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、当社の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」「東京証券取引所による特別注意銘柄への指定」「金融庁による課徴金納付命令の決定」「上場維持基準の適合に向けた計画及び改善期間入り」といった会社存続及び上場維持の危機的な状況等の一方で、将来的な業績の回復可能性も鑑み、各割当予定先との間で協議した結果、当初、直前営業日の当社普通株式の普通取引の終値の 90% に相当する金額である 188 円とするとともに、修正日に、修正日の直前の金曜日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である 104 円を下回ることはできません。なお、下限行使価額は、当初行使価額の 50% に相当する金額（1 円未満の端数切上げ）で設定されており、特に不合理な水準ではないと考えております。

また、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の 90% に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の 90% を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が一旦下落した後行使日に上昇したような場合には、行使価額が行使日前日終値の 90% を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は適切であると判断しております。

加えて、本新株予約権は、上記のとおり修正基準日を行使日の前週最終取引日とする新株予約権であり、週毎に行使価額が固定される新株予約権を考えることができます。当該修正条件においては、原則として、行使日の株価が前週最終取引日の終値を超えている局面において、本新株予約権の行使を期待することができ、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収することが可能となります。

他方で、日毎に行使価額が修正される修正条件の場合、原則として、行使日当日の株価が行使日前日の株価を上回っている局面において新株予約権の行使が行われ、行使日当日の株価が行使日前日の株価を下回っている局面において新株予約権の行使は行われない傾向にあるため、新株予約権の行使が円滑に進むか否かは日々の株価の変動に依存し、株価のボラティリティが高い場合には、マーケット状況や割当予定先の判断等によっては新株予約権の行使が円滑に進まない可能性があります。そこで、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、本新株予約権の円滑な行使を期待できるスキームが適切であると判断いたしました。

したがいまして、本修正条件においては、行使時の株価を基準として足元での資金需要に対応しながら、日々の株価のボラティリティを一定程度吸収しつつ、本新株予約権の行使判断が行使日前日及び行使日当日の株価の変動に大きく影響を受けることなく、円滑に本新株予約権の行使を行うことが可能となると考えられることから、当社における円滑な資金調達の実現及び流動性の向上に資するものであり、前記「**第1【募集要項】 4 【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）】（2）【新株予約権の内容等】**」（注）
1. 本新株式及び本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達をしようとする理由」に記載した当社の現状の目的及びニーズに沿うものと判断いたしました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額の30円としました。また、本新株予約権の行使価額は当初、発行決議日の直前取引日の終値の90%である188円としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前週の最終取引日の当社普通株式の普通取引の終値90%に相当する金額に修正されるものの、下限行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額である104円を下回ることはありません。なお、本新株予約権の行使価額についてディスカウント率を10%、下限行使価額を発行決議日の直前取引日の終値の50%としたのは、かかるMSワラントの過去の発行例の多くにおいて同様の水準が採用されていることに加え、割当予定先の権利行使に応じて資金調達が実現する本新株予約権の発行スキームに照らし、当社が必要とする資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と協議し、決定したものであります。

以上のことから、新株予約権の行使価額は最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないこと、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関がかかる行使価額を含む公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本第三者割当にかかる取締役会決議に出席した当社監査役4名（うち4名が社外監査役。2025年11月28日開催臨時株主総会で選任の齊藤隆之氏、佐藤ゆかり氏は、2025年11月初旬より本資金調達を承知して、検討しておりました）全員は、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しており、意見書を入手しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計1,700,000株（議決権数17,000個）であり、同時に発行される新株531,700株（議決権数5,317個）を合計した数は2,231,700株（議決権数22,317個）となります。当該発行数量は、2025年12月4日現在の当社発行済株式総数7,129,429株及び議決権数70,918個を分母とする希薄化率は31.30%（議決権ベースの希薄化率は31.46%）に相当します。

当社としては、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、純資産の額を増加させ、また、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることにより、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

さらに、経営者から一定程度独立した者として、松本甚之助弁護士、小菅哲聖弁護士、田中天琉弁護士の3名（3名いずれも三宅坂総合法律事務所に所属）によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、下記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」記載の意見書を2025年12月4日付で入手しております。なお、松本甚之助弁護士、小菅哲聖弁護士、田中天琉弁護士は第三者割当増資に関する意見書作成の経験が豊富であり、本件第三者割当増資において必要とされる知見および実績を十分に有していると判断されることから、本第三者委員会のメンバーとして適切であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

割当予定先の概要	
氏名	綿引一

住所	東京都港区	
職業の内容	勤務先の名称	医療法人社団翔友会
	本店の所在地	東京都港区港南二丁目6番3号 シントミビル8階
	事業の概要	美容医療事業

提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数	997,900株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		当社は綿引一氏より2025年12月22日を弁済期日とする25,000,000円の借入を行っております。
技術又は取引等の関係		該当事項はありません。
割当予定の株式数		132,900株
割当予定の新株予約権の数		-

割当予定先の概要		
氏名		榎原 賀宏
住所		愛知県名古屋市昭和区
職業の内容	勤務先の名称	個人投資家
	本店の所在地	-
	事業の概要	-
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数	420,600株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		当社は榎原賀宏氏より2025年12月22日を弁済期日とする25,000,000円の借入を行っております。
技術又は取引等の関係		該当事項はありません。
割当予定の株式数		132,900株
割当予定の新株予約権の数		-

割当予定先の概要		
名称		I T J 株式会社
本店の所在地		東京都港区芝浦四丁目16番23号
代表者の役職及び氏名		代表取締役 磯貝 真輝
事業の内容		有価証券の取得・保有及び運用、太陽光発電事業、ソフトウェア開発保守、旅館業、他
資本金		9,000千円
設立年月日		2002年8月
発行済株式数		60,000株 (2025年10月31日現在)
決算期		4月
大株主及び持株比率		戸田泉 59.5%、弁護士法人ITJ法律事務所40.5%
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数	550,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		当社はI T J 株式会社より2025年12月22日を弁済期日とする50,000,000円の借入を行っております。
技術又は取引等の関係		該当事項はありません。

割当予定先の最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円)	割当予定先が未上場であることから非開示とすることを求められており、開示しておりません。
純資産	割当予定先が未上場であることから非開示とすることを求められており、開示しておりません。
総資産	割当予定先が未上場であることから非開示とすることを求められており、開示しておりません。
割当予定の株式数	265,900株
割当予定の新株予約権の数	-

(a) 名 称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
(b) 所 在 地	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資	
(e) 組 成 日	2013年3月11日	
(f) 出 資 の 総 額	約338百万米ドル (49,365百万円) (2024年12月31日時点) (注)1	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
(h) 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	ディレクター : James Xinjun Tu
	事 業 内 容	投資運用業
	資 本 金	8,427,100 香港ドル (157 百万円)
(i) 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません。
	所 在 地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
	事 業 内 容	該当事項はありません。
	資 本 金	該当事項はありません。
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドと の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
(k) 割当予定の株式数	-	
(l) 割当予定の新株予約権の数	12,750 個	

MAP246

(a) 名 称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC
(b) 所 在 地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands

(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）	
(d) 組成目的	投資	
(e) 組成日	2019年8月1日	
(f) 出資の総額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)2	
(g) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)2	
(h) 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	ディレクター : James Xinjun Tu
	事 業 内 容	投資運用業
	資 本 金	8,427,100香港ドル（157百万円）
(i) 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません。
	所 在 地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。
(k) 割当予定の株式数		
(l) 割当予定の新株予約権の数	1,530 個	

BEMAP

(a) 名 称	BEMAP Master Fund Ltd.	
(b) 所 在 地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資	
(e) 組成日	2017年1月25日	
(f) 出資の総額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)2	
(g) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)2	
(h) 業務執行組合員の概要	名 称	Long Corridor Asset Management Limited
	所 在 地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	代表者の役職・氏名	ディレクター : James Xinjun Tu
	事 業 内 容	投資運用業

	資 本 金	8,427,100 香港ドル（157 百万円）
(i) 国内代理人の概要	名 称	該当事項はありません。
	所 在 地	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	該当事項はありません。
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。
(k) 割当予定の株式数	-	
(l) 割当予定の新株予約権の数	2,720 個	

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年12月4日現在におけるものです。

2. 割当予定先である MAP246 及び BEMAP の出資額、主たる出資者及びその出資比率については、LCAO、MAP246 及び BEMAP と一任契約を締結し、その運用を行っている香港に所在する機関投資家である LCAM の Investor Advisor である Long Corridor Global Asset Management の日本代表である西健一郎氏に確認したもの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246 と LCAM 及び BEMAP との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。
3. 当社は、独自に専門の調査機関（株式会社ディークエストホールディングス、東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 5 階、代表取締役社長 金谷紫之）に調査を依頼し、各割当先が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確認を行っております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

綿引一氏は医療法人社団翔友会（品川美容外科クリニック）の理事長であり、当時ジャパンベストレスキューシステム株式会社の代表取締役であった榎原暢宏氏から当社が紹介を受け、当社の株主になっていたいた投資家であり、当社の主力事業である水まわりサービス支援事業の領域において見識の高い投資家であります。また、2025年8月15日付（この時点では既に既存株主であった）で、他の投資家4者とともに当社に対して貸付を行っていただいている投資家であります。2025年8月下旬に本件増資への参加可能性について同氏に当社代表取締役である橋広長が相談したところ、当社の中期事業計画及び新規事業における資金需要についてご理解いただけたことから、2025年9月上旬に割当予定先として選定いたしました。

榎原暢宏氏は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の創業者であり、当社の既存株主であり、当社の主力事業である水まわりサービス支援事業の領域において見識の高い投資家であります。また、2025年8月15日付で、他の投資家4者とともに当社に対して貸付を行っていただいている投資家であります。2025年8月下旬に本件増資への参加可能性について同氏に当社代表取締役である橋広長が相談したところ、当社の中期事業計画及び新規事業における資金需要についてご理解いただけたことから、2025年9月上旬に割当予定先として選定いたしました。

I T J 株式会社は、当社の主力事業である水まわりサービス支援事業の領域において見識の高い投資家である戸田泉氏が支配株主である投資会社です。戸田泉氏は、本割当予定先の1人でもある榎原暢宏氏と古くから親交があったため、当社が紹介を受け、2024年頃より当社と将来的な資金調達の際の潜在的投資家として意見交換を行っていたため、当社の主力事業である水まわりサービス支援事業の領域において見識の高い投資家であります。同社は当社の既存株主であり、また、2025年8月15日付で、他の投資家4者とともに当社に対して貸付を行っていただいている投資家であります。2025年8月下旬に本件増資への参加可能性について戸田泉氏に当社代表取締役である橋広長が相談したところ、当社の中期事業計画及び新規事業における資金需要についてご理解いただけたことから、2025年9月上旬に割当予定先として選定いたしました。

る資金需要についてご理解いただけたことから、戸田泉氏が、自らが支配株主である同社の代表取締役である磯貝真輝氏に伝え、同社内で議論を行っていただき同社にご理解いただけたことから、2025年9月上旬に割当予定先として選定いたしました。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した通り、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、2025年5月30日に今村公認会計士事務所の代表者である今村吉宏氏（同氏はLCAMと顧客紹介契約を締結）から最初の接触があり、その後2025年6月16日に同氏との間で資金調達に関する協議を行いました。当該協議の結果を踏まえ、今村氏から、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家としてLCAMの紹介を受けました。さらに2025年8月18日にLCAMから具体的な提案として、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行及び本社債発行の提案を受けました。

① LCAO

LCAOは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、当社が必要とする調達金額に対応可能な資金力を有しております。LCAMからの提案の中で、LCAOは株式等への投資実績も豊富であり、当社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断いたしました。

② MAP246

MAP246は、LCAMが一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオの一つであり、柔軟な投資スタイルを特徴としています。MAP246に関しても日本企業への投資経験があり、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、MAP246は当社のファイナンス方針に沿った協調的な投資家であり、割当先として適切と判断いたしました。

③ BEMAP

BEMAPもLCAO及びMAP246と同様に、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、株式を含む複数アセットへの投資経験を有しています。BEMAPについては、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、当社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、友好的な株主として適切な割当先であると判断いたしました。

上記判断の前提として、当社がLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングを行ったところ、LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、米国の年金や大学基金を預かるファンドオブファンズが主な資金源であること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しております、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であるとの説明を受けております。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先である綿引一氏、榎原暢宏氏、及びI T J株式会社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、今後、当社の企業価値が向上することを期待した純投資である意向を代表取締役社長である橋広長が聴取により確認しており、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、本新株式の発行により交付を受ける当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適宜売却する方針と伺っており

ます。また、本新株式が発行された日から2年間において当該本新株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所へ報告する旨及び当該情報が公衆縦覧されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPは、純投資を目的としており、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨をLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏から口頭にて確認しております。

なお、当社の直前の基準日（2025年9月24日）に基づく株主名簿、及び、本新株式の発行及び本新株予約権のうち当初コミットである170,000株のみが行使されたと仮定した場合の当社の流通株式比率は約37.3%となる見込みです。東京証券取引所グロース市場の流通株式時価総額の適合のために、流通株式比率を向上させるべく、DESの割当先は、必要な場合には、2026年2月末までの市場売却意向があることを当社代表取締役社長である橋広長が各割当先に確認しております。

また、当社とLCAO、MAP246及びBEMAPは、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にLCAO、MAP246及びBEMAPが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます）を行わせないこと。
- イ. LCAO、MAP246及びBEMAPは、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
 - (a) 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - (b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
 - (c) 東京証券取引所において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
 - (d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合
 - (e) 本新株予約権の行使可能期間の最終2か月
- ウ. LCAO、MAP246及びBEMAPは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないとの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、綿引一氏、榎原暢宏氏、及びI T J株式会社については、DESによる現物出資であり、本第三者割当において払込が生じないため払込みに要する資金等の状況については確認を行っておりません。

当社は、割当予定先のうちLCAOについて、2024年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCAOの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2025年11月4日から2025年11月6日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCAOより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

当社は、LCAOの財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLCAOが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCAOの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表者西健一郎氏からのヒアリングにより確認いたしました。

同様に当社は、割当予定先のうちMAP246について、2024年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2025年11月4日から2025年11月6日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

同様に、当社は、割当予定先のうちBEMAPについて、2024年12月期のDeloitte&Touche LLPによる監査済み財務書類である貸借対照表の現金及び現金同等物、並びに、BEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2025年11月4日から2025年11月6日までにおける残高証明書を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

また、当社はLCAO、MAP246及びBEMAPから入手した上記残高証明書の日付以降、LACO、MAP246及びBEMAPの保有資産に重大な変更がないことをLCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestor AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認しております。したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社の代表取締役である橋広長が、当社の前代表取締役である大垣内剛氏を割当予定先に紹介し、直接協議を頂いた結果、大垣内剛氏が保有する当社普通株式の一部についてLCAO、MAP246及びBEMAPへの貸株を行うことで合意頂きました（契約期間：2025年12月4日～2027年12月22日、貸借株数（上限）：それぞれ330,000株、39,600株及び70,400株、貸借料：無償、担保：無し）。貸株は2025年12月4日付で実施されます。なお、毎年2月末日及び8月末日並びに当社の基準日に、各基準日時点における当社の株主名簿に貸出者が記録されることを目的として、貸借対象株式の全部又は一部の一時的な返還（貸出者は、当該基準日の翌営業日以降に、返還された対象株式と同種、同量の対象株式を借入者に対して従前と同一の条件で再び貸し出すものとする。）を借入者に対して請求することができることとなっています。

割当予定先は、本新株予約権に関するヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他の処分をしないものとする旨、上記貸主との株式貸借取引に関する契約書にて定められる予定です。

8. 大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
綿引 一	東京都港区	1,057,900	14.91	1,190,800	12.77
ITJ株式会社	東京都港区芝浦四丁目 16番23号	550,000	7.75	815,900	8.75
ジャパンベストレス キューシステム株式 会社	愛知県名古屋市中区錦 一丁目10番20号	736,400	10.38	736,400	7.89
株式会社クシムイン サイト	東京都港区南青山六丁 目7番2号	704,800	9.93	704,800	7.55
榎原 暢宏	愛知県名古屋市昭和区	420,600	5.93	553,500	5.93

勝俣 篤志	東京都品川区	500,000	7.05	500,000	5.36
金田 卓也	東京都品川区	380,600	5.36	380,600	4.08
大垣内 剛	広島県広島市中区	792,200	11.17	352,200	3.77
寒川 登代志	東京都武蔵野市	283,100	3.99	283,100	3.03
株式会社T・Kホールディングス	東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目31番11号KSビル11F	250,000	3.52	250,000	2.68

- 注1. 直前の基準日である2025年9月24日現在の株主名簿を基準として記載しております。当社は、2025年9月24日現在、自己株式36,367株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
- 注2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を2025年9月24日現在の総議決権数（70,918個）に本第三者割当増資により増加する議決権数（22,317個）を加えた数で除して算出した割合であります。
- 注3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
- 注4. LCAO、MAP246及びBEMAPが本新株予約権の行使により取得する株式については、長期保有を約していないため、割当後の所有株式数には反映しておりません。
- 注5. 大垣内剛氏の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、上記「6. 発行条件等の合理性（5）株券貸借に関する契約」に記載の株券貸借に関する契約により、440,000株の議決権数4,400個が同氏から借り手に異動することを反映したものです。

なお、新株予約権を除き、新株式発行による議決権数（5,317個）の増加のみを反映した大株主及び持株比率は以下の通りとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
綿引 一	東京都港区	1,057,900	14.91	1,190,800	15.62
ITJ株式会社	東京都港区芝浦四丁目16番23号	550,000	7.75	815,900	10.70
ジャパンベストレス キューシステム株式 会社	愛知県名古屋市中区錦 一丁目10番20号	736,400	10.38	736,000	9.66
株式会社クシムイン サイト	東京都港区南青山六丁 目7番2号	704,800	9.93	704,800	9.24
榎原 暢宏	愛知県名古屋市昭和区	420,600	5.93	553,500	7.26
勝俣 篤志	東京都品川区	500,000	7.05	500,000	6.55
金田 卓也	東京都品川区	380,600	5.36	380,600	4.99
大垣内 剛	広島県広島市中区	792,200	11.17	352,200	4.62
寒川 登代志	東京都武蔵野市	283,100	3.99	283,100	3.71

株式会社T・Kホールディングス	東京都武藏野市吉祥寺本町1丁目31番11号KSビル11F	250,000	3.52	250,000	3.27
-----------------	------------------------------	---------	------	---------	------

注1. 直前の基準日である2025年9月24日現在の株主名簿を基準として記載しております。当社は、2025年9月24日現在、自己株式36,367株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

注2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を2025年9月24日現在の総議決権数（70,918個）に本第三者割当増資により増加する議決権数（5,317個）を加えた数で除して算出した割合であります。

注3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

注4. 大垣内剛氏の割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、上記「6. 発行条件等の合理性（5）株券貸借に関する契約」に記載の株券貸借に関する契約により、440,000株の議決権数4,400個が同氏から借り手に異動することを反映したものです。

9. 今後の見通し

本新株式の払込み及び本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。当社では、本資金調達に関して、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行うこととしました。

当社では、経営者から一定程度独立した者として、松本甚之助弁護士、小菅哲聖弁護士、田中天琉弁護士の3名（3名いずれも三宅坂総合法律事務所に所属）によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます）を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、意見書を2025年12月4日付で入手しております。本第三者委員会の意見書の概要は以下の通りです。

1 結論

第三者委員会は、本第三者割当について、必要性と相当性がそれぞれ認められると考える。

2 理由

(1) 必要性

第三者委員会は、当社より、以下の説明を受けた。

- 当社において2024年7月に、不正確な会計処理が行われていた可能性があることが判明し、特別調査委員会を設置して調査が行われ、過年度の決算訂正が必要となったこと。これに伴い、2025年2月期の第1～第3四半期の財務報告が遅延する事態となったこと
- 当社において2020年2月期以来、営業損益・営業キャッシュフローの赤字から脱却できない状況が継続し、連続した損失により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していること。
- 当社が2025年1月29日付で株式会社東京証券取引所より特別注意銘柄に指定され、上場契約違約金の徴収を受けたこと、及び、2024年9月13日付で特別調査委員会から受領した「特別調査委員会の調査結果報告書」において報告された原因分析及び再発防止策を基本として、再発防止に向けた改善施策を策定していること
- 2025年5月22日に金融庁より課徴金納付命令決定書の謄本及び納付告知書を受領し、当該納付命令及び納付告知に従い、課徴金を国庫に納付したこと
- 2025年2月28日時点において、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準のうち、流通株式時価総額（500百万円以上）及び純資産基準（純資産の額が正であること）に適合しない状態となり、改善期間入りすることとなったこと

- ・ このような会社存続及び上場維持の危機的な状況の中、2025年3月に、第三者割当による新株式発行（650,000千円）及び新株予約権発行（71,750千円）を実施し、財務体質の強化を図るとともに当面の資金繰りを確保したこと
- ・ この第三者割当により、新株式発行による払込650,000千円及び新株予約権発行による払込1,750千円を調達し（新株予約権の行使による70,000千円はこの時点では払込まれないため除外）、2025年2月28日時点での現金及び預金の残高である74,428千円は増加したものの、第三者割当で調達した資金のうち281,000千円を借入金の返済に充当し、また、引き続き営業赤字が継続したこと及び一部加盟店からの入金遅延が発生したことから運転資金への資金の充当を行った結果、2026年2月期の第1四半期末である2025年5月31日時点の現金及び預金残高は71,253千円となったこと
- ・ 第2四半期末である2025年8月31日時点の現金及び預金残高は、営業赤字幅は減少したものの依然として営業赤字が継続したこと、及び一部加盟店からの入金遅延が発生していることから、2025年8月15日付で100,000千円の借入を行ったものの、109,564千円となっていること
- ・ 2025年5月30日の定時株主総会において経営陣を刷新して新経営体制となり、2025年3月6日付「中期事業計画の策定に関するお知らせ」及び2025年5月29日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」で開示されたとおり、2026年2月期～2028年2月期の3か年について以下の計画数値を公表していること
- ・ 2026年2月期の中間連結会計期間（2025年3月～8月）については、「水まわりサービス支援事業」の売上高が前年同期の1,244百万円から21.4%減の977百万円となり、また、「広告メディア事業」の売上高が前年同期の179百万円から23.6%減の137百万円となったこと。また、2024年6月に「ミネラルウォーター事業」（前中間連結会計期間における売上高は587百万円）を売却したことから、売上高は前年同期の2,011百万円から44.6%減の1,115百万円となったこと
- ・ 営業損失については、「水まわりサービス支援事業」が174百万円の営業損失（前年同期の224百万円の営業損失から49百万円の改善）、また、「広告メディア事業」が37百万円の営業損失（前年同期の59百万円の営業損失から22百万円の改善）となったこと
- ・ 一方で、「ミネラルウォーター事業」の前年同期の52百万円の営業利益が事業売却により無くなつたことから、前年同期の231百万円の営業損失に対し、212百万円の営業損失となったこと。なお、当中間連結会計期間の四半期毎では、第1四半期は162百万円の営業損失、第2四半期は50百万円の営業損失となっていること。
- ・ 「水まわりサービス支援事業」の売上高が21.4%減となった主な要因は、同事業の顧客獲得において大きな比率を占めるリスティング広告を中心とした広告費につき、特に新経営体制となった2025年6月以降に抜本的な見直しを行つたことによるものであること。この見直しの結果、当中間連結会計期間における入電数、訪問数、訪問率はそれぞれ約7,414件（前年同期は約10,524件）、約4,787件（前年同期は約6,777件）、約64.6%（前年同期は約64.4%）となり、入電数・訪問数・売上高が減少する一方で、当中間連結会計期間における広告費については、約5.6億円（前年同期は約8.3億円）となり、営業損失の金額が減少し、改善となったこと。今後も、月次ベースでの黒字化を目指し、見直しを継続していくこと
- ・ 2026年2月期の中間連結会計期間における経常損失は213百万円（前年同期は222百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純損失は、貴社の主要取引先（加盟店）であった株式会社JUNコーポレーションとの取引停止とともに特別損失で184百万円の貸倒引当金繰入額を計上した結果、412百万円（前年同期は43百万円の親会社株主に帰属する中間純利益）となったこと
- ・ このような、2026年2月期の上期（中間連結会計期間）の実績並びに下期の足元の状況を踏まえ、2025年12月1日に、2026年2月期（2025年3月1日～2026年2月28日、2025年4月14日に公表）の連結業績予想について修正を行つたこと
- ・ 2020年2月期以来、連結営業損益・連結営業キャッシュフローの赤字から脱却出来ない状況が継続している当社の事業を抜本的に見直すため、2025年5月の定時株主総会で経営陣を一新して以降、まずは広告宣伝費やその他の費用の削減・適正化に取り組んでいること。広告宣伝費の中でも、特にリスティング広告の徹底的な絞り込みを行う方針とし、入電数・訪問数が対前期（2025年2月期）比及び期初計画比で大幅に減少し、これに伴い売上高も大幅に減少するため、3,000百万円から1,980百万円に通期予想の修正を行うこと
- ・ 一方で、売上高の減少とともに、広告宣伝費を中心とした費用も減少・適正化するため、月次での連結営業損失は減少傾向にあり、現状、月次で概ね1,000万円～3,000万円程度の連結営業損失となつてゐること。費用適正化後の現状の事業方針・収益構造において、当社の主力事業である「水まわりサービス支援事業」の需要期である下期については、足元の入電数・訪問数が増加傾向にあり、また、2025

- 年 12 月・2026 年 1 月など、月次で連結営業黒字化の可能性のある月も存在する状況であること
- しかしながら、事業の抜本的な見直しは進んでいるものの、上記の入電数・訪問数の減少に伴う売上高の減少に加え、貴社の「水まわりサービス支援事業」の主要な加盟店 3 社のうち、ROY 株式会社及び株式会社 JUN コーポレーションの 2 社との取引を停止するなど、2025 年 4 月 14 日に期初通期予想を作成した際には想定していなかった事態が発生するなど、期初想定より時間を要していることから、50 百万円の営業利益・50 百万円の経常利益から、301 百万円の営業損失・301 百万円の経常損失に修正を行うこと
 - 上記の営業利益（△損失）、経常利益（△損失）の修正に加え、株式会社 JUN コーポレーションとの取引停止の決議に伴い同社に対する債権の全額（168,557 千円）を貸倒引当金繰入額として特別損失に計上したことにより、50 百万円の親会社株主に帰属する当期純利益から 494 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失に修正を行うこと
 - 2025 年 5 月 29 日付「事業計画及び成長可能性に関する事項」にて公表の 2027 年 2 月期及び 2028 年 2 月期の数値計画については、現時点では修正は行わないこと。「事業計画及び成長可能性に関する事項」の更新時期である 2026 年 5 月時点での状況を勘案し、必要に応じてアップデートをする予定であるが、「まずはコスト構造を適正化し、月次で連結営業赤字を解消し黒字化の継続が見込める状態とした上で、体制の強化も含めた再成長に取り組んでいく」方針に変更はないこと
 - このような状況において、当社は、純資産の増加及び当面の資金繰り確保の目的で、資金調達が必要となったこと
 - 今回の資金調達における具体的な使途については、①借入金の返済、②本社債の償還、③運転資金の確保に充当すること
 - 借入金の返済については、当社は綿引一氏、寒川登代志氏、株式会社 T・K ホールディングス、榎原暢宏氏及び株式会社 ITJ より弁済期日が 2026 年 2 月 28 日の合計 1 億円の資金の借入を行っており、調達資金をこの借入金の弁済に充当すること（このうち、綿引一氏からの借入金 2,500 万円については、双方合意の上弁済期日を 2025 年 12 月 22 日に変更し、2,498 万 5,200 円は DES を実施、1 万 4,800 円は返済。寒川登代志氏からの借入金 1,250 万円については、全額を返済。株式会社 T・K ホールディングスからの借入金 1,250 万円についても全額を返済。榎原暢宏氏からの借入金 2,500 万円については、双方合意の上弁済期日を 2025 年 12 月 22 日に変更し、2,498 万 5,200 円は DES を実施、1 万 4,800 円は返済。株式会社 ITJ からの借入金 2,500 万円についても、双方合意の上弁済期日を 2025 年 12 月 22 日に変更し、2,499 万 4,600 円は DES を実施、5,400 円は返済）。また、株式会社 ITJ より弁済期日が 2026 年 2 月 28 日の 2,500 万円の資金の借入を行っており、調達資金をこの借入金の弁済に充当すること（双方合意の上弁済期日を 2025 年 12 月 22 日に変更し、2,499 万 4,600 円は DES を実施、5,400 円は返済）。月次ベースでの営業損失の金額は減少してきているものの、未だ月次ベースで営業損失が発生している現状を鑑み、財務体質の強化のために一部を除き借入金の返済ではなく、DES を実施すること
 - 本社債の償還については、当社は、運転資金の確保を資金目的として、2025 年 12 月 22 日に本新株予約権の割当先である LCAO、MAP246 及び BEMAP を引受先とした額面 1 億 5,000 万円の本社債を 1 億 4,250 万円で発行すること。LCAO、MAP246 及び BEMAP からの本新株予約権の権利行使に伴う払込金額が発生する毎に繰上償還請求が行われ、貴社はかかる繰上償還請求を受けた場合には、当該金額分の本社債の早期償還を行うこと。
 - 運転資金の確保については、当社は、2026 年 2 月期の第 2 四半期（2025 年 6 月～8 月）より旧経営陣から新経営陣に経営体制が変更になり、主力事業である「水まわりサービス支援事業」の抜本的な事業改革に取り組んでおり、事業改革の効果は徐々に現れつつあり、月次ベースでの赤字幅が減少している一方で、今後の月次損益を保守的に見積もり、月額 3,000 万円の営業損失の 6 カ月分である運転資金 1 億 8,000 万円、事業推進のための適切なタイミングにおける人員体制強化のための運転資金 6,000 万円、売上代金の資金回収と、広告宣伝コスト・人件費・家賃等の資金支出のタイミングの差による運転資金 3,956 万 700 円を確保することを検討していること。上記の本社債による調達資金とあわせ、これらの運転資金に充当すること

第三者委員会は、当社の資料を検討かつ協議し、当社の担当者から説明を受け、第三者委員会として、上記当社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している状況及び上場維持基準の適合に向けた計画及び改善期間入りといった会社存続及び上場維持の危機的な状況から今回の資金調達が必要であるとの当社の説明は妥当であり、①借入金の返済については返済期限が迫っていることから、DES の実施及び本社債により調達した資金で返済を行うことは合理的であり、②本社債の償還については、本新株予約権

の行使により調達した金額については、本社債の社債権者との合意により優先的に償還が合意されていることから、その償還は必要であり、また、③運転資金の確保についても、貴社の資金繰りの状況から今回調達した額の資金を運転資金に充てることについては必要性が認められることから、資金調達の必要性が認められると考える。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較と本スキームの妥当性

第三者委員会は、当社より、以下の説明を受けた。

- 当社は、本第三者割当以外の資金調達手段について、新株式発行による増資（公募増資、株主割当増資、新株式の第三者割当増資）、新株予約権付社債（MSCB 含む。）、新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）、借り入れ・社債・劣後債による資金調達による資金調達を検討したこと。
- 公募増資による新株発行については、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、貴社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えたこと。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えていること。加えて、現時点での貴社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難であること。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断したこと
- 株主割当増資については、株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であること。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断したこと
- 新株式の第三者割当増資については、第三者割当による全量新株式の発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、一度に調達額相当の希薄化を引き起こすものであり、株主の皆様や株式市場に対する直接的な影響が、新株予約権の発行による場合に比較してより大きく、また、当社の財務状況等を鑑みると、全量新株式の発行による割当先を確保することは困難であり、既存借入金の債権者の DES のみを新株式の発行で資金調達を行うこととしたこと
- 新株予約権付社債（MSCB 含む。）については、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点があるが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があること。また MSCB の場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考え、今回の資金調達方法として適当ではないと判断したこと
- 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）については、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあり、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断したこと。ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近 2 年間において経常損失を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができないこと
- 借り入れ・社債・劣後債のみによる資金調達については、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断し、本社債の発行による最大調達額は当面の必要資金額の範囲に限定したこと
- 本スキームの妥当性について、本第三者割当においては、新株式割当予定先に新株式を割当、同時に新株予約権割当予定先に対して新株予約権に加えて額面価額総額 150,000,000 円の株式会社アクアライン第 1 回無担保普通社債を 142,500,000 円で発行発行するが、以下のようなメリット及びデメリットがあること。メリットとしては、①発行時に一定の資金調達が可能であり、②原則として本新株予約権の行使期間満了までに全部が行使されることとなっており、権利行使が行われる蓋然性は高く、確実性の高

- い資金調達手段であるといえ、③1か月及び1年以内に一定数の新株予約権が行使されることとなっており、段階的かつタイムリーな資金調達を両立することとされており、④最大交付株式数が限定されており、⑤本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額され、⑥行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されること、⑦債務を資本に振り替えることから自己資本比率が改善でき、⑧借入金の返済が不要となり、キャッシュフローが改善することがあげられること。一方、デメリットとしては、①本社債により早期の段階で一定の資金は調達できるが、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではないこと、②株価の状況によっては、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があり、また、本新株予約権の行使がなされない可能性があること、③割当予定先が貴社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性があること、④不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受ないこと、⑤大規模な希薄化が生じることといったデメリットがあること。
- 上記のメリット・デメリット及び他の資金調達手段との比較から、当社の現在の財務状況、純資産状況及び資金繰りを鑑み、当初に一定の資金を確保しつつ、一定期間において高い蓋然性において資本を増加させる本スキームについて他の資金調達手段と比較して最適であると貴社は考えたこと

第三者委員会は、上記考え方について合理的と考えており、この点から相当性が認められると考える。

(イ) 割当先について

割当先の相当性を検討すべく、株式会社ディーエクエストホールディングスの作成にかかる調査報告書を検討した。当該報告書では割当予定先、法人の役員や株主についてなされた調査結果が報告されており、割当先が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していないことを第三者委員会として確認した。

新株式割当予定先は、当社の既存株主であり、当社の主力事業において見識の高い投資家であるとのことであり、当社への貸付についてDESに応じることにより、当社の自己資本比率の向上に資する相手といえることから、割当予定先として相当と考える。

新株予約権割当予定先については、日本企業へのエクイティによる投資の実績があり、当社の経営に関与しない友好的な純投資家のことであり、割当予定先として相当と考える。

割当予定先の資金の資金状況については、本新株式については、DESによる現物出資であり、本第三者割当において払込が生じない。本新株予約権については、各新株予約権割当予定先の監査済み財務書類及び保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの残高証明書を確認し、十分な資産を保有していることが確認できたことから、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題ないと判断した。

したがって、割当先の相当性は認められると考える。

(ウ) 発行条件について

(i) 本新株式の発行価額

本新株式における発行価額は、1株あたり188円であり、本新株式に係る取締役会決議日の前日取引日（2025年12月3日）の株式会社東京証券取引所における貴社株式の終値から9.6%ディスカウント、本新株式に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間（2025年11月4日～2025年12月3日）の貴社普通株式終値単純平均248円に対して24.1%のディスカウント、本新株式に係る取締役会決議日の直前3ヶ月間（2025年9月4日～2025年12月3日）の貴社普通株式終値単純平均301円に対して37.5%のディスカウント、本新株式に係る取締役会決議日の直前6ヶ月間（2025年6月4日～2025年12月3日）の貴社普通株式終値単純平均299円に対して37.1%のディスカウントとなっている。かかる発行価額の決定について、公正な払込金額を決定するうえで、直前取引日という特定の日の株価のみを基準とするのではなく、一定期間の平均株価という平準化された値も参考とするという考え方もある一方で、貴社株価の過去一定期間の推移を鑑みれば、本新株式に係る取締役会決議日の前日の株価で客観性があると判断することが合理的であること及び、ディスカウント率は日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付、以下、

「日証協指針」といいます。)にも沿ったものとなっており、貴社は「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」「東京証券取引所による特別注意銘柄への指定」「金融庁による課徴金納付命令の決定」「上場維持基準の適合に向けた計画及び改善期間入り」といった会社存続及び上場維持の危機的な状況にあることから、新株式割当予定先との協議により、日証協指針の限界である 10%のディスカウントを受け入れるという貴社の判断も合理的といえることから、相当であると考える。

なお、上場株式等市場価格のある株式の第三者割当が、日証協指針に準拠した条件で行われる場合、当該第三者割当は、原則として「特に有利な金額」(会社法 199 条 3 項)によるものではないと一般に解されている(江頭憲治郎『株式会社法第 8 版』805~807 頁注 3(有斐閣、2024))。したがって、本新株式に係る発行価額は、日証協指針に照らしても、公正な払込金額より特に低い価額とはいはず、会社法 199 条 3 項の「特に有利な金額」にあたらないものと解され、取締役会決議により本新株式の発行を行うことは、適法であると解される。

(ii) 本新株予約権の発行価額

第三者委員会は、本新株予約権の発行価額の相当性を検討するため、発行価額算定に係る実績が豊富な茄子評価株式会社(以下「算定機関」という。)が作成した評価報告書を検討し、当該評価報告書の作成を担当した会計士からヒアリングを行った。算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用い、本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の評価を実施しており、第三者委員会は、算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断している。本新株予約権の払込金額は、算定機関における算定結果を参考に、貴社が割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考える。したがって、本新株予約権の発行価格の相当性は認められるものと考える。

発行価格以外の発行条件(行使価額、行使コミット、譲渡制限等)については、割当先との契約交渉において外部の法律事務所が貴社の代理人として十分に関与していることを確認し、その交渉にかかる契約書ドRAFTの内容を検討し、同種事案と比較しても同等の条件となっており、特に問題を見出していない。したがって発行条件の相当性は認められるものと考える。

なお、第三者委員会は、本新株予約権の発行の第三者割当が「著しく不公正な方法」(会社法 247 条 2 号)により行われたものであるか否かについては、意見を明示的に述べるものではないが、当職らが調査した範囲においては、本新株予約権の発行が「著しく不公正な方法」によって行われたと推認させる事情は見当たらなかった。

(エ) 希薄化について

本第三者割当の結果として、当社の既存株主において、持株比率の大きな希薄化 31.30%(議決権ベース 31.46%)という不利益を被る。この点について、かかる不利益を上回るメリットがあるのか否かについて当社に説明を求めたところ、今回の資金調達は、事業基盤を強化・拡大させ、純資産の額を増加させ、また、貴社の企業価値及び株主価値の向上を図ることにより、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えており、合理的であると判断して、今回の資金調達手段を選択したことであった。当社の説明に関して、特に不合理な点を見出せず、第三者委員会としては、本第三者割当による資金調達には、既存株主にとって、希薄化という不利益を超えるメリットがあると考える。

以上の通り、大規模な第三者割当により、既存株主には希薄化の影響が生じますが、「借入金を D E S により株主資本とすること」及び「運転資金を確保すること」は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況にある当社の財務基盤の強化及び手元資金の確保に繋がること、また、上場維持基準の適合に向けた計画及び改善期間入りをしている当社の企業価値向上に資することから、希薄化を考慮しても本資金調達を行うことが妥当であると判断しました。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)

	第 28 期	第 29 期	第 30 期
--	--------	--------	--------

決算年月	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
売上高 (千円)	4,588,784	4,845,087	3,462,536
営業損失(△) (千円)	△225,357	△347,659	△399,565
経常損失(△) (千円)	△207,969	△328,754	△391,236
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△319,396	△371,271	△346,761
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△149.42	△123.69	△93.90
1株当たり配当金 (円)	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	△58.87	△2.55	△118.66

(注)「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」については、千円未満は切り捨てております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2025年12月4日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,129,429株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	150,000株	2.10%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	-	-

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

(単位:円)

決算年月	第期 2023年2月期	第期 2024年2月期	第期 2025年2月期
始 値	450	437	535
高 値	535	1,583	589
安 値	402	428	283
終 値	437	545	298

② 最近6か月間の状況

(単位:円)

	2024年 7月	2025年 8月	2025年 9月	2025年 10月	2025年 11月	2025年 12月
始 値	297	300	316	349	290	222
高 値	315	315	410	373	302	247
安 値	280	289	305	286	201	205
終 値	300	313	350	298	213	208

(注)2025年12月の状況につきましては、2025年12月3日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年12月3日
始 値	211円

高 値	218 円
安 値	205 円
終 値	208 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2025年3月31日
調達資金の額	650,000,000 円 本新株式の発行による調達資金のうち 245,000,000 円については、デット・エクイティ・スワップ（以下「D E S」といいます）による現物出資の方法によるため、現金による払込みはありません。
発行価額	1 株につき 200 円
募集時における発行済株式総数	3,729,429 株
当該募集による発行株式数	3,250,000 株
募集後における発行済株式総数	6,979,429 株
割当先	綿引一: 600,000 株（うちD E Sによる現物出資 250,000 株。 当社への貸付金の金額の全額である 50,000,000 円（250,000 株）をD E Sとし、引受意向額との差をD E Sではなく払込を行うもの） 寒川登代志: 250,000 株（うちD E Sによる現物出資 125,000 株。当社への貸付金の金額の全額である 25,000,000 円（125,000 株）をD E Sとし、引受意向額との差をD E Sではなく払込を行うもの） 株式会社T・Kホールディングス: 250,000 株（うちD E Sによる現物出資 250,000 株） ITJ 株式会社: 500,000 株 勝俣篤志: 500,000 株 金田卓也: 500,000 株 大垣内剛: 350,000 株（うちD E Sによる現物出資 350,000 株） 榎原暢宏: 250,000 株（うちD E Sによる現物出資 250,000 株） 株式会社イースマイル 50,000 株
発行時における当初の資金使途	(同時に発行の新株予約権とあわせた資金使途) ① 借入金の返済 281,000,000 円 ② 運転資金の確保 362,730,000 円 ③ 戰略的システム投資・改修資金 70,000,000 円
発行時における支出予定期	(同時に発行の新株予約権とあわせた資金の支出予定期) ① 2025年3月31日 ② 2025年4月1日～2027年4月1日 ③ 2025年4月1日～2027年4月1日
現時点における充当状況	① 281,000,000 円 ② 362,730,000 円（2025年3月～2025年11月） ③ 0 円

・第1回新株予約権

払込期日	2025年3月31日
新株予約権の数	3,500 個
発行価額	総額 1,750,000 円 (新株予約権 1 個につき 500 円)
当該発行による潜在株式数	350,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
調達資金の額	71,750,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 1,750,000 円 新株予約権行使による調達額 : 70,000,000 円
割当先	寒川 登代志 500 個 (潜在株式数 50,000 株) ITJ 株式会社 500 個 (潜在株式数 50,000 株) 加藤 伸克 500 個 (潜在株式数 50,000 株) 楯 広長 1,000 個 (潜在株式数 100,000 株) 田中 克明 500 個 (潜在株式数 50,000 株) 工藤 正尚 500 個 (潜在株式数 50,000 株)
発行時における当初の資金使途	(同時に発行の新株式とあわせた資金使途) ① 借入金の返済 281,000,000 円 ② 運転資金の確保 362,730,000 円 ③ 戦略的システム投資・改修資金 70,000,000 円
発行時における支出予定時期	(同時に発行の新株式とあわせた資金の支出予定時期) ① 2025年3月31日 ② 2025年4月1日～2027年4月1日 ③ 2025年4月1日～2027年4月1日
現時点における行使状況	行使済の個数: 1,500 個 (調達資金 30,000,000 円) 未行使の個数残高: 1,500 個 (今後行使の方針) なお、割当られた新株予約権のうち 500 個については、割当者の離職に伴い消滅しております
現時点における充当状況	(同時に発行の新株式とあわせた充当状況) ① 281,000,000 円 ② 362,730,000 円 (2025年3月～2025年11月) ③ 0 円

・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2023年11月9日
調達資金の額	334,961,200 円
発行価額	1 株につき 454 円
募集時における発行済株式総数	2,991,629 株
当該募集による発行株式数	737,800 株
募集後における発行済株式総数	3,729,429 株
割当先	株式会社クシムインサイト 普通株式 704,800 株 株式会社イースマイル 普通株式 33,000 株
発行時における当初の資金使途	①設備資金 (コールセンター等システム導入費) 107 百万円 ②運転資金 222 百万円
発行時における支出予定時期	①2023年11月～2024年2月 ②2023年11月～2024年2月
現時点における充当状況	運転資金 329 百万円 (2023年11月～2024年2月)

(注) 当社は、2024年5月29日付けで、2023年10月24日付「株式会社イースマイルとの資本業務提携、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にて公表しました調達資金329,000千円のうち107,000千円につき、当社が当時必要としていた加盟店及び協力店向け管理システム（コールセンターシステム及び販売管理システムの導入費用）に充当することを予定しておりましたが、「水まわりサービス支援事業」の加盟店等に対する債権の回収遅延、また、「水まわりサービス支援事業」及び「広告メディア事業」の業績が予想より下回ったことにより収益状況が悪化し、資金繰りが厳しい状況が続き、かかる状況下において金融機関からの追加融資を受けることもできず、また、新規システム導入費用として調達した本件調達資金と当社の運転資金は、口座を分別するなどして混在させないように管理すべきところ、かかる管理ができておらず、2023年11月から2024年2月にかけて、資金使途を運転資金に変更いたしました。なお、2025年3月31日に発行しました新株式及び新株予約権による調達資金の資金使途であるシステム投資は、上記運転資金への資金使途変更により投資出来なかった「コールセンターシステム及び販売管理システムの導入」の機能もカバーするものとなる予定です。

・第三者割当の方法による新株式発行

払込期日	2023年2月28日
調達資金の額	199,984,000円
発行価額	1株につき431円
募集時における発行済株式総数	2,172,600株
当該募集による発行株式数	464,000株
募集後における発行済株式総数	2,636,600株
割当先	ジャパンベストレスキューシステム株式会社 普通株式232,000株 綿引一 普通株式232,000株
発行時における当初の資金使途	既存借入金の返済 195百万円
発行時における支出予定期間	2023年2月～2024年2月
現時点における充当状況	既存借入金の返済 195百万円(2023年2月～2024年2月)

II. 主要株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約（新コミット・イシュー）の締結について 6. 発行条件等の合理性（5）株券貸借に関する契約」に記載の株券貸借に関する契約により、440,000株の議決権数4,400個が貸し手から借り手に異動することにより、2025年12月4日付で当社の主要株主の比率が低下し10%を切る異動が生じることが見込まれます。（主要株主に該当しないこととなる株主①である大垣内剛氏）

また、前記「I. 第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約（新コミット・イシュー）の締結について」に記載のとおり、本第三者割当の実施により、以下のとおり、2025年12月22日付で当社の主要株主の比率が低下し10%を切る異動が生じることが見込まれます。（主要株主に該当しないこととなる株主②であるジャパンベストレスキューシステム株式会社）

また、前記「I. 第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約（新コミット・イシュー）の締結について」に記載のとおり、本第三者割当の実施により、以下のとおり、2025年12月22日付でITJ株式会社が当社の主要株主となる見込みです。

2. 異動が生じる株主の概要

主要株主に該当しないこととなる株主の概要①

- (1) 氏名 大垣内 剛
- (2) 住所 広島県広島市中区
- (3) 当社と当該株主との関係 該当無し (御参考: 当社の前代表取締役社長)

主要株主に該当しないこととなる株主の概要②

- (1) 名称 ジャパンベストレスキューシステム株式会社
- (2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 若月光博
- (4) 事業内容 カギ・水まわり・ガラス等の生活トラブル解決サービス、あらゆるメーカーの住宅設備を対象とする延長保証サービス、家財保険を中心にユニークな商品を多数展開する保険サービス
- (5) 資本金 100,000 千円

主要株主に該当することとなる株主の概要③

- (1) 名称 I T J 株式会社
- (2) 所在地 東京都港区芝浦四丁目 16 番 23 号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 磯貝 真輝
- (4) 事業内容 有価証券の取得・保有及び運用、太陽光発電事業、ソフトウェア開発保守、旅館業、他
- (5) 資本金 9,000 千円

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

① 大垣内 剛

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年12月3 日現在)	主要株主	7,922 個 (792,200 株)	11.17%	第2位
異動後 (2025年12月4 日現在)	-	3,522 個 (352,200 株)	4.96%	第8位

(注) 2025年12月3日現在の総株主の議決権の数に対する割合 11.17%は、2025年12月4日現在で上記の株券貸借に関する契約により 4.96%となり、2025年12月22日時点で、「I. 第三者割当による新株式発行、第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保普通社債の発行、新株予約権買取契約（新コミット・イシュー）の締結について」に記載の本第三者割当の実施により 4.62%となる見込みです。

②ジャパンベストレスキューシステム株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年12月4 日現在)	主要株主	7,364 個 (736,400 株)	10.38%	第3位
異動後 (2025年12月 22日現在)	-	7,364 個 (736,400 株)	9.66%	第3位

注1. 直前の基準日である2025年9月24日現在の株主名簿を基準として記載しております。当社は、2025

年9月24日現在、自己株式36,367株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

注2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を2025年9月24日現在の総議決権数（70,918個）に本第三者割当増資により増加する議決権数（5,317個）を加えた数で除して算出した割合であります。

注3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

③ I T J 株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年12月4 日現在)	-	5,500個 (550,000株)	7.75%	第4位
異動後 (2025年12月 22日現在)	主要株主	8,159個 (815,900株)	10.70%	第2位

注1. 直前の基準日である2025年9月24日現在の株主名簿を基準として記載しております。当社は、2025年9月24日現在、自己株式36,367株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

注2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を2025年9月24日現在の総議決権数（70,918個）に本第三者割当増資により増加する議決権数（5,317個）を加えた数で除して算出した割合であります。

注3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

4. 今後の見通し

当該異動による当社の業績及び経営体制への影響はございません。

別紙

本新株式の発行要項

1. 募集株式の種類:
普通株式
2. 募集株式の数:
531,700株
3. 募集株式の払込金額:
1株につき 188円
4. 払込金額の総額:
99,959,600円
5. 出資の方法:
デット・エクイティ・スワップによる現物出資の方法による
6. 申込期日:
2025年12月22日
7. 払込期日:
2025年12月22日
8. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額: 49,979,800円 (1株につき 94円)
増加する資本準備金の額: 49,979,800円 (1株につき 94円)
9. 募集又は割当方法:
第三者割当の方法による。

10. 割当先及び割当株式数:

第三者割当の方法により、以下のとおりに割り当てる。

綿引一 132,900 株

榎原暢宏 132,900 株

ITJ 株式会社 265,900 株

11. 払込取扱場所:

株式会社みずほ銀行 兜町支店

12. その他:

①本株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続き（金融商品取引法による届出の効力発生を含む）が完了していることを条件とする。

②その他本株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

株式会社アクアライン第2回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アクアライン第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 510,000 円

3. 申込期日

2025年12月22日

4. 割当日及び払込期日

2025年12月22日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	12,750 個
---	----------

MAP246 Segregated Portfolio	1,530 個
-----------------------------	---------

BEMAP Master Fund Ltd.	2,720 個
------------------------	---------

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,700,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。）。

但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

17,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 30 円（本新株予約権の払込金額の総額 金 510,000 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という）は、当初 188 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

2025 年 12 月 23 日以降、第 15 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90% に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に第 11 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう（別段の記載がなされる場合を除き、以下同じ）。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が 104 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社の取締役に対するストックオプションの発行を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当のための基準日がある場

合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (4) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- (5) 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} & \quad \text{調整後} \\ \text{行使価額} & - \quad \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月23日から2027年12月22日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ② 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、

当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第12項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金30円とした。

20. 行使請求受付場所

株式会社アクアライン 人事総務部

東京都千代田区霞が関3丁目3-2 新霞が関ビルディング 1F

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 兜町支店 東京都中央区日本橋兜町4番3号

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以上